◇**資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二九四号）（国土交通省）

1　建設業に係る再生資源の利用が再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認める場合に勧告の対象となる特定再利用事業者に係る要件を、その事業年度における建設工事の施工金額が二五億円以上であることに改めることとした。（別表第二関係）

2　土砂等に係る再生資源の利用の促進が再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認める場合に勧告の対象となる指定副産物事業者に係る要件を、その事業年度における建設工事の施工金額が二五億円以上であることに改めることとした。（別表第七関係）

3　この政令は、令和五年一月一日から施行することとした。

◇**建築基準法施行令の一部を改正する政令**（政令第二九五号）（国土交通省）

1　第一三八条第一項に規定する工作物のうち同項第一号から第四号までに掲げるものでその存続期間が二年以内のもの（高さが六〇メートルを超えるものにあっては、その構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）については、第一三九条第一項第三号（第一四〇条第二項又は第一四一条第二項において準用する場合を含む。）の規定等は、適用しないものとすることとした。（第一四七条第三項～第五項関係）

2　この政令は、令和四年一〇月一日から施行することとした。

政　令

植物防疫法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年九月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十二号

植物防疫法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、植物防疫法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

植物防疫法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年四月一日とする。

財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　野村　哲郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

植物防疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年九月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十三号

植物防疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、植物防疫法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに同法附則第十三条並びに植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十条の五第一項及び第三十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条・第二条）
第二章　経過措置（第三条）
附則

第一章　関係政令の整備

（植物防疫法施行令の一部改正）

第一条　植物防疫法施行令（昭和五十一年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三　当該予算総額の四割は、次に掲げる特別の事情に対応した侵入調査事業及び発生予察事業への協力並びに病害虫防除所の運営を行うための経費を要する都道府県に配分する。

イ　有害動物又は有害植物のまん延に対処するためその他農業生産の安全及び助長を図るため緊急に植物の検疫、防除及び発生予察事業を行う必要があると認められること。

ロ　イに掲げるもののほか、有害動物又は有害植物の分布及び過去の侵入又はまん延の状況、有用な植物の栽培又は植生の状況等の特別の事情

第二条第四号を削り、同条を第三条とし、第一条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（登録検査機関の登録の有効期間）

第一条　植物防疫法（以下「法」という。）第十条の五第一項の政令で定める期間は、四年とする。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項第二号中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項第三号中「輸出植物」を「輸出植物等」に改める。

第二章　経過措置

第三条　農林水産大臣は、植物防疫法の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同法による改正後の植物防疫法第十六条の七第二項の規定の例により、都道府県の承諾を得て、同項の計画を定めることができる。

附　則

この政令は、施行日（令和五年四月一日）から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　野村　哲郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年九月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十四号

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十七条第一項及び第三十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の項及び別表第七の二の項中「五十億円」を「二十五億円」に改める。

附　則

この政令は、令和五年一月一日から施行する。

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　岡田　直樹
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄